

平成 24 年 5 月 17 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 26 号

「退職給付に関する会計基準」及び

企業会計基準適用指針第 25 号

「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会では、退職給付に関する会計基準等の見直しについて、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に審議を重ねてまいりました。

今般、平成 24 年 5 月 10 日開催の第 243 回企業会計基準委員会において、標記の「退職給付に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。また本会計基準と本適用指針を合わせて、以下「本会計基準等」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成 22 年 3 月 18 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本会計基準等の概要

次の概要は、本会計基準等の内容を要約したものです。

■ 本会計基準等によって改正される会計基準等

本会計基準等は、次の会計基準等（以下「改正前会計基準等」という。）を改正するものである。

	改正する会計基準等（改正前会計基準等）
本会計基準	<ul style="list-style-type: none">企業会計審議会「退職給付に係る会計基準・同注解」企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」
本適用指針	<ul style="list-style-type: none">日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」企業会計基準第14号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」日本公認会計士協会「退職給付会計に関するQ&A」

■ 本会計基準等による改正前会計基準等からの主な変更点

(1) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

① 貸借対照表上での取扱い

改正前会計基準等では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち費用処理されていない部分）については貸借対照表に計上せず、これに対応する部分を除いた、退職給付債務と年金資産の差額（以下「積立状況を示す額」という。）を負債（又は資産）として計上することとしていた。

本会計基準等では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識することとし（本会計基準第24項及び第25項）、積立状況を示す額をそのまま負債（退職給付に係る負債）又は資産（退職給付に係る資産）として計上する（本会計基準第13項）。

② 損益計算書及び包括利益計算書（又は損益及び包括利益計算書）上での取扱い

本会計基準等は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法については変更しておらず、改正前会計基準等と同様に平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に費用処理する。

ただし、数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分についてはその他の包括利益に含めて計上し（前掲①）、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分についてはその他の包括利益の調整（組替調整）を行うこととなる（本会計基準第15項）。

③ 個別財務諸表における当面の取扱い

個別財務諸表においては、当面の間、上記の①及び②ただし書きの改正を適用せず、改正前会計基準等の取扱いを継続する（本会計基準第 39 項）。

なお、本会計基準等の公開草案では、個別財務諸表についても上記の①及び②ただし書きの改正を適用することを提案していたが、本会計基準等では、上記のとおり修正されている。

(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

改正前会計基準等では、退職給付見込額の期間帰属方法として、次の方法の選択適用を認めていた（期間定額基準を原則とし、その他の方法は一定の場合にのみ認められていた。）。

- 期間定額基準（退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法）
- 給与基準
- 支給倍率基準
- ポイント基準

本会計基準等では、退職給付見込額の期間帰属方法として、次の方法の選択適用を認めている（本会計基準第 19 項）。

- 期間定額基準
- 給付算定式基準（退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法）

なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるとときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

② 割引率の見直し

改正前会計基準等では、割引率の基礎となる期間について、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできるとされていた。

本会計基準等では、割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないものとし、例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれるとしている（本適用指針第 24 項）。

③ 予想昇給率の見直し

改正前会計基準等では、退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職

給付の変動要因には「確実に見込まれる」昇給等が含まれるものとされていた。

本会計基準等では、退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には「予想される」昇給等が含まれるものとしている（本会計基準(注5)）。

(3) 開示の拡充

本会計基準等では、退職給付債務や年金資産の増減の内訳など、国際的な会計基準で採用されているものを中心に開示項目を拡充している（本会計基準第30項）。また、本適用指針に開示例を付している。

なお、本会計基準等の公開草案で提案されていた開示項目の一部が、本会計基準等では修正されている。

(4) 複数事業主制度の取扱いの見直し

複数事業主制度のうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないケースでは、要拠出額をもって費用処理されるが、改正前会計基準等は、複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合について、このケースにあたらぬものとみなしていた。本会計基準等では、一律にあたらぬものとはみなさず、制度の内容を勘案して判断することとしている（本適用指針第64項及び第121項）。

(5) 長期期待運用収益率の考え方の明確化

長期期待運用収益率の設定の際に考慮すべき事項は、改正前会計基準等における取扱いを引き継いでいるが、長期期待運用収益率の算定は、退職給付の支払に充てられるまでの期間等を考慮して設定することを明らかにしている。

なお、これは従来の考え方を改めるものではなく、取扱いの明確化にすぎないため、会計方針の変更には該当しない（本適用指針第25項及び第98項）。

(6) 名称等の変更

改正前会計基準等	本会計基準等
退職給付引当金	退職給付に係る負債（本会計基準第74項）※
前払年金費用	退職給付に係る資産（本会計基準第74項）※
過去勤務債務	過去勤務費用（本会計基準第52項）
期待運用収益率	長期期待運用収益率（本適用指針第98項）

※なお、個別財務諸表においては、当面の間、この取扱いの改正を適用せず、改正前会計基準等の名称を使用する（本会計基準第39項(3)）。

■ 適用時期等（本会計基準第 34 項から第 38 項）

項 目	適用時期	適用方法
(1) 下記(2)を除くすべて (前掲「本会計基準等による改正前会計基準等からの主な変更点」(1)及び(3)など)	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。早期適用として、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に加減する。
(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し並びに複数事業主制度の定めなど（前掲「本会計基準等による改正前会計基準等からの主な変更点」(2)及び(4)）	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。なお、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することも認める。早期適用として、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、期首の利益剰余金に加減する。

上記(2)の適用にあたっては、その適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、給付算定式基準を選択することができる（前掲「本会計基準等による改正前会計基準等からの主な変更点」(2)①）。

以 上